

## 岡山県スポーツ少年団顕彰要綱

### (趣 旨)

- 1 この要綱は、永年にわたってスポーツ少年団の発展に寄与し、特にその功績が顕著な指導者及び団体を顕彰するために必要な事項を定める。

### (顕彰の基準)

- 2 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。
  - (1) 当該年度の登録指導者で、多年にわたり団の育成指導やその発展に貢献し、功績のあった者に感謝状を贈呈する。
  - (2) スポーツ少年団の発展に貢献し、その功績が特に顕著であった功労者に対し、表彰状を授与する。
  - (3) スポーツ少年団の発展に貢献し、その功績が特に顕著であった市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団に対し、表彰状を授与する。

### (候補者の推薦)

- 3 次の各号に掲げる者が推薦できるものとする。推薦にあたっては、様式1から様式4の推薦書を提出する。
  - (1) 市町村スポーツ少年団にあつては、2の(1)、(2)及び(3)を推薦できるものとする。
  - (2) 県スポーツ少年団にあつては、2の(2)を推薦できるものとする。

### (審査及び決定)

- 4 この顕彰は、次により審査及び決定を行う。
  - (1) 感謝状贈呈及び功労者、市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団の表彰については、選考委員会において審査・決定する。

### (表彰形式)

- 5 顕彰は、感謝状または表彰状により行う。ただし、いずれも記念品を付与することができる。
  - (1) 顕彰は毎年1回行うことを原則とする。
  - (2) 指導者歴年数は、5月31日現在をもって決定する。

### (その他)

- 6 この要綱に定めるほか、顕彰の実施に必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月26日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和60年12月18日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年5月21日から施行する。
- 5 この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 岡山県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

- 1 感謝状の贈呈は、当該年度の登録指導者（2019年度認定員・認定育成員含む）で、10年及び15年にわたり団の育成指導やその発展に貢献し、功績のあった者に対して行うものとする。
- 2 功労者表彰は、年度3名程度を原則とする。
- 3 表彰数は、市町村スポーツ少年団については年度2団体程度、単位スポーツ少年団については、年度5団体程度を原則とする。
- 4 功労者表彰の対象者は、県市町村常任委員・専門委員会委員、及び登録指導者（2019年度認定員・認定育成員含む）で、20年以上にわたり単位団の指導にあたった者ならびにスポーツ少年団の発展に特に寄与した者とする。ただし、次に該当するものは含まれない。
  - 前年度表彰式以前の退任・退団者
- 5 市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団表彰の対象は、登録後10年以上が経過した団体で、スポーツ少年団の発展に貢献した団体とする。  
ただし、単位スポーツ少年団については、団員数がおおむね10名以上とする。
- 6 市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団表彰の対象は、既に文部科学大臣表彰又は日本スポーツ少年団顕彰を受けたことがない団体とする。
- 7 市町村スポーツ少年団が推薦する要綱2の(2)及び2の(3)中単位スポーツ少年団の数は、前年度登録数に基づき別表のとおりとする。
- 8 受賞のための旅費は支給しない。

### 別表

区 分	登 録 数	推 薦 者 数
功 労 者	249人以下	1人以内
	250人から 499人以下	2人以内
	500人以上	3人以内
単 位 団	49団以下	1団体以内
	50団から 99団まで	2団体以内
	100団以上	3団体以内

### 附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この基準は、令和2年4月1日から施行する。